

第 2 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）変更（案）に対する意見及び対応

1. 利害関係人

	意見の概要	県の対応
1	今回の計画は農作物被害の軽減及び生活環境被害の防止を図ることを目的としており、国有林野の管理経営上に及ぼす影響も特段ないことから、当所として意見はない。（関東森林管理局）	—
2	意見なし（東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林）	—
3	意見なし（千葉県猟友会）	—
4	増大するイノシシ被害に対し、イノシシの捕獲を促進するため、足くくりわなに限り 15cm 以下に変更することに賛成する。（千葉県自然保護連合）	—
5	イノシシの個体数削減と適正管理については必要と認識しており、県内の生物多様性への影響も考慮しつつ、実施されるよう強くお願いをしている。今回の変更（案）はこのような趣旨に合致しており賛成する。（千葉県生物学会）	—
6	森林整備を県内各地で実施しており、今後、整備面積をさらに拡大していく計画である。従業員が森林に立ち入る機会の増加、地形やわなに不慣れな新たな従業員の増加により、誤ってわなにかかるリスクが高くなる可能性がある。また、重機による林内走行の増加により、誤ってわなを破壊してしまうリスクが高くなる可能性があることから、わなの設置箇所には、わなを設置していることが誰にでもわかる目立つ表示をしていただきたい。（千葉県森林組合連合会）	御提案の趣旨を踏まえ、狩猟登録時に登録者へ配布する文書において、安全対策として、わなの設置箇所が第三者にもわかりやすい表示をお願いする旨記載し、登録者に案内をするほか、市町村や県猟友会に対しても、有害鳥獣捕獲等、わなの設置時に同様の配慮をお願いしたい旨、依頼いたします。
7	農業に対する有害鳥獣被害が深刻化しているため、当該計画について賛成する。（千葉県農業協同組合中央会）	—
8	意見なし（千葉県農業共済組合連合会）	—
9	イノシシの農作物被害は年々拡大しており、捕獲効率を上げて捕獲を促進することは非常に有意義である。また、大型のイノシシの捕獲の促進にも効果が期待できることから賛成する。（全国農業協同組合連合会千葉県本部）	—

2. 関係市町村

	意見の概要	県の考え方
1	変更内容について異存はないが、子どもなどによる事故の危険性が増大することが危惧されるため、安全対策の徹底をお願いする。 (市原市)	くくりわなの輪の径の規制緩和に伴い、わなの設置箇所にわかりやすい表示をする等の安全対策を狩猟登録者をお願いし、市町村、県猟友会等関係団体にも協力を依頼する予定です。
2	市においては、くくりわなによるイノシシの捕獲にあたり、大型個体の浅がかりによる逃亡や捕獲作業中の事故を防止するよう、直径20cmまでのくくりわなの使用の許可を得ている。このため、計画の変更にあたっては、直径20cm以下の使用を認めるか、協議の上で使用できるよう定めていただきたい。(館山市)	今回、イノシシ、ニホンジカ(別途手続き中)の狩猟で使用する足くくりわなについて、県内で一律、輪の径の規制を緩和するものですが、有害鳥獣捕獲で使用するくくりわなについては、鳥獣保護管理法の規定により、従来から実施地域の実情に応じ、必要があれば法定の制限(12cm)を超えるものの使用について、許可してきたところあり、今後もその運用について、変わるものではありません。

3. パブリックコメント

(1) 意見公募期間

平成29年8月7日～平成29年8月31日

(2) 実施結果

意見なし